

事務連絡  
令和3年10月12日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に関する質疑応答集（Q&A）について

歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第85号）が公布され、「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（令和3年3月31日付け医政発0331第75号。以下、「施行通知」という。）を発出したところです。

今般、施行通知に関する質疑応答集を別添のとおり作成いたしましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

(別添)

「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に関する質疑応答集 (Q&A)

Q 1 研修歯科医自らが診療に関わる研修（見学を主体とする訪問診療や全身管理に関する研修を実施していた場合も含む。）を実施する研修協力施設は、臨床研修施設へ移行する必要があるか。

A 1

研修歯科医自らが診療に関わる研修を実施する場合は、臨床研修施設としての指定が必要であり、研修期間が5日以上30日以内である場合協力型（Ⅱ）臨床研修施設として、研修期間が連続した3月以上の場合協力型（Ⅰ）臨床研修施設としての指定が必要となる。

なお、従前から歯科医師の臨床研修を実施する研修協力施設にあつては、研修協力施設から臨床研修施設への移行を検討しているが、現時点で臨床研修施設の指定の基準を満たしていない場合、令和6年3月31日までは従前のおり研修を実施できるものとする。

Q 2 研修協力施設が協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設へ移行する場合、当該研修協力施設と共同して研修を行う単独型臨床研修施設は管理型臨床研修施設へ移行する必要があるか。

A 2

単独型臨床研修施設が研修協力施設と共同して臨床研修を行っていた場合、研修協力施設の協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設への移行に伴い、当該単独型臨床研修施設は、管理型臨床研修施設としての指定が必要となる。

Q 3 研修プログラムの追加又は変更の届出を行う場合に、研修歯科医自らが診療に関わる研修（見学を主体とする訪問診療や全身管理に関する研修も含む。）を実施する施設を研修協力施設として含むことは可能か。

A 3

研修プログラムの追加又は変更の届出を行う場合に、当該臨床研修施設群に研修歯科医自らが診療に関わる研修を実施する施設を研修協力施設として含むことはできない。研修歯科医自らが診療に関わる研修を実施する施設は臨床研修施設としての指定が必要となる。

なお、経過措置として、令和2年度までに研修プログラムの申請若しくは変更の届出を行ったものについては、令和6年3月31日までは従前のおり研修を実施できるものとする。